

○生活保護法指定医療機関 届出事項一覧

申請・届出を要する事項		指定 申請書	廃止 届	変更 届	その他
新たに指定を受ける場合		○			
既に指定を受けている場合	医療機関				
	(1)移転したとき (2)開設者が交代したとき ア 個人の交代 (A氏→B氏) イ 個人⇄法人 ウ 法人が別法人へ変更した場合 ※法人の代表者が交代した場合は届け出不要 (3)病院⇄診療所が変わった場合 ※一旦廃止し、新たに指定申請する必要があります。	○	○		
	(1)医療機関に関する変更 ア 名称の変更 イ 住居表示変更・地番整理 (2)開設者に関する変更 ア 氏名 (法人の場合は法人名称) の変更 イ 住所 (法人の場合は主たる事務所の所在地) の変更 (3)管理者についての変更 ア 氏名の変更 イ 住所の変更 ウ 管理者の交代 (4)医科⇄歯科が変わった場合 (業務の種類及び医療機関コードの変更)			○	
	施術者の氏名の変更 (改姓等) 【施術所を開設している場合】 施術所の名称変更 施術所の所在地の変更 (県内での移転 (政令市を除く)) 施術所の所在地の変更 (政令市及び県外への移転) 【施術所を開設していない場合】 施術者の住所地の変更 (県内での移転 (政令市を除く)) 施術者の住所地の変更 (政令市及び県外への移転) 施術所を開設した場合			○	
	指定機関、当該業務 (施術所等) を廃止した場合		○		
	指定医療機関の開設者、又は施術者が死亡した場合		○		
	当該機関、業務 (施術所等) を休止した場合 (再開の意志がある場合)				休止届
	休止した指定機関又は業務 (施術所等) を再開した場合				再開届
	指定を辞退する場合 (30日以上の予告期間を設けること)				辞退届
	処分を受けた場合				処分届